

就職支度金制度ははじめました

新卒者も
該当！

支給対象者は入職日に**満50歳以下**で、介護職員、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、機能訓練指導員のいずれかにあり、かつ以下のいずれかに該当する者となります。

- (1) 当法人のホームページや募集広告の職員募集に応募して正職として採用された者
- (2) 当法人職員の紹介により正職として採用された者
- (3) ハローワークや福祉人材センターからの紹介により正職として採用された者

※紹介業者や派遣業者、及び紹介料が発生するポータルサイト経由で採用となった者は除く。

例) 紹介業者からの紹介で採用された者...支給なし
派遣から正職登用で採用された者...支給なし
当会独自の支度金制度の記載がないweb媒体経由で採用された者...支給なし
ハローワークから応募して採用された者...支給あり
直接電話やメール・ホームページ応募フォームから応募して採用された者...支給あり
カムバック採用で支給された者...支給あり ※カムバックは、退職して1年以上経過した者に限る。

支給金額は下記の以下のいずれかとなります。

①就職に伴う転居（引越し）をした者...**10万円**

※転居先が、白熊会から直線距離1km圏内の者。

もしくは転居をしたことで、地下鉄七隈線のみが通勤手段となる者。

※原則、入職日前後一ヶ月に転居した者。

②就職に伴う転居（引越し）がない者...**6万円**

※居住地は問わない。

※詳細についてはお問い合わせください。